OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（三・完）：アメリカ＝カナダIJCの実践を手掛かりに
Author(s)	鳥谷部, 壌
Citation	阪大法学. 2014, 64(1), p. 131-156
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71488
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

国際河川委員会における国境水紛争処理制度の意義と課題（三・完）

――アメリカ＝カナダＩＪＣの実践を手掛かりに――

鳥谷部　壌

第三章　紛争処理機関ＩＪＣの意義と課題

第一節　意　義

前章では、国境水条約上の義務（汚染防止義務）のＩＪＣによる解釈適用、及び紛争処理の際のＩＪＣの役割・機能という二つの視点から七件の紛争事例の分析を試みた。本章では、以上の分析を踏まえ、ＩＪＣによる汚染防止義務の解釈適用が同義務の明確化・具体化にどのように繋がったか、また、国境水条約の目的（紛争の解決）を達成するために、ＩＪＣには、どのような制度的・機能的特徴を見出すことができるか、との視点から検討を行うことにより、ＩＪＣの意義と課題を明らかにすることとしたい。

（阪大法学）64（1-131）131〔2014. 5〕

1　汚染防止義務の明確化・具体化

それでは、まず、ＩＪＣによる紛争処理が、国境水条約上の規範の解釈の明確化・具体化にどのように寄与したかについて検討することとしよう。国際河川（水路）法において、「生態系アプローチ」の概念は、一九六〇年代初頭に、アフリカの条約で導入され、その後、一九七〇年代には世界各地の条約で採用されるようになったと言われる(186)。「生態系アプローチ」は、国際河川の生態系の改変は個別的に見れば些細なものかもしれないが、やがてそれが蓄積し予期せぬうちに流域全体に拡大し、また、生態系の一部に対する異変であったとしてもいつの間にか全体に波及するおそれを内包しているため、計画実施国は、重大又は回復不可能な損害発生のおそれが認識される場合には、たとえ明白な科学的証拠の存在が証明されずとも適切な防止措置を講じなければならないものと解されている(187)。この理解に従えば、「生態系アプローチ」は、「予防的アプローチ」と親和的な概念ということになる。このような認識は、国連水路条約の起草作業においてもコメンタリー等によって確認されてきた(188)。さらに、ガブチコヴォ事件で裁判所が、「環境保護の分野においては、環境への損害がしばしば回復不可能な性格を有するために、また、この種の損害における賠償のメカニズムに内在する限界のために警戒と防止が必要とされる(189)。」と判示したことは、両アプローチの接近を暗に示唆するものと捉えることができる。

一方、ＩＪＣでも、【5】【6】【7】のように、一九七〇年代以降、河川の生態系への損害のおそれを援用する付託が確認された。国境水条約は、「生態系アプローチ」に関する明文の規定を置いていないが、ＩＪＣでは、同条約第四条二項の汚染防止義務を解釈する際に、実質的に「生態系アプローチ」に依拠する実行が定着してきた。さらに、そこには「生態系アプローチ」と「予防的アプローチ」の接近が見られた。つまり、【5】【7】は、ＩＪＣが、河川の生態系に対する重大又は回復不可能な損害のおそれを認定し、その結果、事業計画の差止を命じたに

等しいことから、まさに「予防的アプローチ」に依拠して汚染防止義務の違反認定がなされた事例と言える。さらに、そこでは、計画再開の条件として「ゼロリスク・アプローチ」が採用されたことによって、この差止類似の命令は一層強固なものとされた。他方、【6】では、河川の生態系に対する幾らかの悪影響のおそれしか検知されず、その点、重大又は回復不可能な損害のおそれが認定された【5】【7】とは異なるが、ＩＪＣは、何らの措置を講じる必要もないとの判断を下すのではなく、両当事国に行動指針を提供し、計画の実施から生じた悪影響に対して補償を行う二国間請求委員会の設立や、二国間グループによる条約条項の履行監視、水質目標の再検討等を勧告したことから、【5】【7】に比べれば弱いながらも、そこに「予防的アプローチ」の採用を認めることができる。つまり、【6】で、ＩＪＣは、必ずしも損害のおそれが重大又は回復不可能な敷居に達せずとも「予防的アプローチ」の採用を肯定しており[190]、このことは、重大損害防止義務にいう重大性の基準に達しない段階であっても、計画実施国には、国際河川の生態系を保護するために適切な防止措置を講ずることが求められるとする最近の主張[191]を補強する実践となる。

以上のように、「生態系アプローチ」と「予防的アプローチ」を親和的に捉えようとするＩＪＣの実践は、前述のように学説、国連水路条約起草過程及び国際裁判例とも軌を一にする。ガブチコヴォ事件ＩＣＪ判決による、「……新しい規範や基準は、国家が新たな活動を企図する場合だけでなく、過去に開始され継続している活動についても適切に考慮されなければならない[192]。」との判示に留意すれば、まさにＩＪＣは、汚染防止義務の違反を、「生態系アプローチ」や「予防的アプローチ」といった新たに生成し発展を遂げつつある法規範を適用することによって、時代とともに変化する状況に対処してきたと言える。このように、国際河川委員会が汚染の防止に有効に対処し得る機関であることは、既に今から三〇年以上も前に、安藤名誉教授が、「地域的取組み、とりわけ各々の国際

河川・湖沼に据え置かれた国際的な合同委員会による取組みが、汚染の効果的な防止にとって最も相応しいように思われる。[193]」と述べていたこととも符合する。

2　ＩＪＣの制度的・機能的特徴

それでは、次に、どのようなＩＪＣの制度的・機能的特徴が国境水条約の目的（紛争の解決）の達成に寄与したかの検討に移ることとしよう。この点に関して、以下の三点を指摘できる。第一は、当事国政府がＩＪＣの審理過程に間接的に「コントロール」を及ぼすことを可能にした点である。すなわち、（ａ）ＩＪＣへの付託にあたり、慣行上、アメリカ・カナダ両政府の合意を要すること、（ｂ）付託の範囲及び内容を決定するにあたって両政府に広範な裁量が与えられていること、（ｃ）ＩＪＣ委員の選任につき両政府の長が任命権を行使できること、（ｄ）付託事案の綿密かつ専門的な調査を行う「ボード」が関係政府機関の専門職員で構成されること等に見られるように、当事国政府が、間接的にではあるがＩＪＣの審理にコントロールを及ぼすことを可能にした。これにより、当事国の意向を無視するような判断をできるだけ回避し、さらには審理結果に対する当事国の予測可能性、ひいては付与される勧告の受諾可能性を高めるという効果を持つ。

第二は、ＩＪＣによる「調停」の一機能としての「事実認定機能」である。つまり、ＩＪＣの下に設置される「ボード」や「小委員会」による専門的見地からの調査、予測、因果関係の分析等の事実認定の重要性である。アメリカとカナダに限らず広く国際河川を巡る紛争は、往々にして、高度に専門的な性格を帯びる傾向にある。実際にも、これまで「ボード」が調査の対象としてきた専門領域は、河川工学、水文学、水資源学、生態学、環境学、農学、生命科学、経済学、行政学等多岐にわたる。これら専門家による科学的・技術的問題の事実認定は、紛争の悪化防止及び解決を促進するために重要な役割を果たし得る。[194]ＩＪＣは、勧告を含む最終報告を行う前に、ほぼす

べてのケースで、問題となる分野に精通する関係省庁の担当者で構成される「ボード」を、また必要と認められる場合には、各分野の専門家で構成される「小委員会」を設置し綿密な専門的調査を実施してきた。そして、これら調査及び事実認定の結果は、ＩＪＣが最終報告書を作成する際の重要な基礎をなしてきた（例えば【2】【7】を参照）[195]。このように、各分野の科学・技術専門家による綿密な調査の実施は、専門的事実に関して当事国間に生じる見解の不一致を解きほぐすことによって紛争の複雑性を縮減し、最終的な解決を促進する効果を有する。さらに、以上のような科学・技術専門家で構成されるＩＪＣの制度的特徴が、既に指摘したような「生態系アプローチ」及び「予防的アプローチ」の採用を可能とする基盤を提供したとも考えられる。

第三は、ＩＪＣによる「調停」のもう一つの機能である「勧告付与機能」である。これまで、ＩＪＣがこの種の調停の機能を果たしてきたことは既に幾人かの論者によって指摘されている[196]。しかし、その役割を具体的に如何なる事案の如何なる場面に見出すことができるかについては十分な検討が行われてきたとは言い難い。その点、本稿では、ＩＪＣが、付託された七件の紛争事案のうち、五件（【1】【2】【5】【6】【7】）で、事実問題や法律問題を含むあらゆる側面を検討し、紛争当事国の受諾可能な解決条件の提示を行うことによって、紛争を友好的解決へと導くために努力する姿勢を看取できた。そのうち、【5】【7】では、ＩＪＣの「勧告付与機能」は功を奏しなかったものの、【1】【2】【6】ではそれが成功を収めたことが明らかとなった。以上の成功事例は、ＩＪＣによって付与された勧告が、紛争当事国同士の後の外交交渉を促進し、合意が形成されることによって紛争の最終的解決に至るという実際的かつ政治的な効果を有する[197]。つまり、【1】では、ＩＪＣが勧告の中で指示した賠償額の算定結果が、その後、当事国の交渉を経て最終的に仲裁裁判所の設立を規定した協定の中で承認され、実際に所定の賠償額が支払われたこと、【2】では、勧告の中でＩＪＣによって提案された三つの計画案が、その後、当事国

の交渉を経て条約化されたことがその証左である。[198] したがって、以上のようなＩＪＣの「勧告付与機能」は、国際河川紛争の最終的解決に重要な役割を果たしていると言える。

国際法では、これまでに二〇〇を超える条約等の国際文書の紛争解決手続の中に「調停」が具備されてきたが、[199] 実際に「調停」に付された事例は僅か二〇件ほどしかなく、その利用は低調であると評されてきた。[200] その理由として、しばしば、「国家は自国の運命を、数人の個人からなる委員会の『予測できない判断』に委ねようとはしない」[201]ことや、「調停が志向する『友誼的和解』を進めるための解決条件は、予測可能性がないだけでなく、また単に宥和的であったり合理性を欠くがゆえに、双方にとって却って受け入れがたいものであったりするかもしれない」[202]と指摘されてきた。にもかかわらず、「調停」による紛争処理がこれまでＩＪＣで比較的有効に機能してきたのは、どのような理由に因るものと考えられようか。これまでのＩＪＣの活動の軌跡に照らして、次のような指摘が妥当するように思われる。つまり、長年に亘って両国が友好関係にあったこと、紛争の悪化を回避しようとする両国の強い意志が存在していたこと等の政治的要因、両政府によるＩＪＣへの資金援助が潤沢であったという財政的要因、両政府のＩＪＣに対する間接的コントロールを可能ならしめたことや、ＩＪＣの下に設置されるボード及び小委員会の専門調査能力が優れていたこと等の制度的要因、加えて、必ずしもどちらか一方の国家が完全に上流又は下流に位置しているわけではないという地理的要因、である。このようにして、「調停」が抱える内在的制約は、これら諸要因が複合的・重畳的に作用し合うことにより、ＩＪＣによって克服されてきたと考えられる。

第二節　課　題

1　アメリカ＝カナダ間の国境水を巡る最近の紛争

それでは、翻ってＩＪＣの課題としてどのようなことを指摘できるであろうか。【7】のケースが審理された一九八五年以降、両国の間には少なくとも「トレイル溶鉱所スラグ投棄事件」、「ノース・ダコタ州水供給計画事件」、「デビルズ湖排水口建設計画事件」の三件の国境水紛争が発生したにもかかわらず、当該紛争のＩＪＣへの付託は実現していない。第一に、「トレイル溶鉱所スラグ投棄事件」は、【1】と同一の溶鉱所に起因する紛争である。具体的には、一九〇六年から九五年の間、トレイル溶鉱所を所有する企業 Teck Cominco Metals, Ltd.（以下「ＴＣＭ」という）が、工場に隣接するコロンビア河に、毎年、約一四万五〇〇〇トンものスラグ（ヒ素、カドミウム、銅、水銀、鉛、亜鉛を含む重金属等）を廃棄し、これによってアメリカ領域内の同河上流及びルーズベルト湖（Roosevelt Lake）に深刻な汚染を引き起こしたという事件である。[203] 一九九九年、当該汚染地域に居住する先住部族の請願を受けて、「アメリカ環境保護庁（U. S. Environmental Protection Agency：以下「ＥＰＡ」という）」は調査を開始し、最終的に、二〇〇三年一二月一一日、ＴＣＭに対して、「包括的環境対処、補償及び責任法（Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act：以下「ＣＥＲＣＬＡ」という）」に従って汚染地域の「復旧措置調査／実行可能性調査（Remedial Investigation / Feasibility Study）」の実施を求める「一方的行政命令（Unilateral Administrative Order）」を発付した。[204] ＴＣＭは、調査費用として一三〇〇万ドルの支払を申し出たが、命令の遵守についてはこれを拒否した。[205] アメリカ政府は、カナダ政府に対してＩＪＣへの付託を要請したが、カナダ政府はこれを拒否した。[206]〜[207]

第二は、「ノース・ダコタ州水供給計画事件」である。本件は、【5】のガリソン分水計画を修正したものである。

二〇〇〇年、アメリカのノース・ダコタ州議会が、ミズーリ河から年間三五億ガロン（一日あたり一〇〇〇万ガロン）の水を、工業・農業・生活用水として同州の八つの地域にパイプラインを通じて分水する北西地域水供給事業の実施を承認したところ[208]、カナダ連邦政府及びマニトバ州政府はこれに異議を申し立て、分水によってミズーリ河の危険外来生物及び病原体・ウィルス等がカナダのウィニペグ湖（Lake Winnipeg）及びハドソン湾（Hudson Bay）へ流入することによって生物学的汚染を引き起こすと主張し、ＩＪＣへの付託をアメリカ政府に要請した[209]。しかし、アメリカ政府はかかる付託要請を拒否した[210]〜[211]。

第三は、「デビルズ湖排水口建設計画事件」である。アメリカのノース・ダコタ州北東部に位置し一二万五〇〇〇エーカーを擁するデビルズ湖（Devils Lake）は、自然の流出口を有しない閉鎖湖であり、一九九三年以降、例年を上回る降雨の影響で水位がおよそ二五フィートも上昇し、同湖周辺に洪水を発生させてきた[212]。これに対処するために、ノース・ダコタ州議会は、一九九九年、排水口の建設を承認し、二〇〇二年八月に、同州水道局はデビルズ湖からシャイアン河（Sheyenne River）へ排水するための流出口の建設許可を同州保健衛生局に申請し、翌年八月、保健衛生局は水道局に対して許可を出した[213]。これに対して、カナダ連邦政府及びマニトバ州政府は、当該計画の実施により、デビルズ湖の汚染水（硫酸塩、リン、水銀、ヒ素、外来生物、病原体等を含む）がカナダのシャイアン河、レッド河、ウィニペグ湖等に流入し、深刻な汚染を引き起こすおそれがあるとして計画に反対した[214]。カナダ政府は、本件紛争をＩＪＣに付託するようアメリカ政府に再三要請したが、アメリカ政府はカナダの申し出を拒否した[215]〜[216]。

2　ＩＪＣ利用回避の諸要因

それでは、最近のこれら三件の紛争のＩＪＣへの付託が実現しなかった要因として、どのようなことが考えられ

るであろうか。以下の三点を指摘できる。第一は、【5】【7】でのＩＪＣの報告に対する事業計画国政府の不信とそれに伴うＩＪＣへの信頼の低下である。つまり、既に指摘したように、ＩＪＣは、これらのケースで、厳格な環境保護の立場から、「生態系アプローチ」及び「予防的アプローチ」に基づいて河水環境に対する重大又は回復不可能な損害のおそれを認定するとともに、計画再開の条件として「ゼロリスク・アプローチ」に依拠して、事実上、事業計画の差止を命じた。しかし、このような厳格な環境保護の立場に立脚したＩＪＣの判断は、事業計画国を完全な敗者とする一方で、同計画の異議申立国を完全な勝者とするものであり、到底、計画国政府の受諾可能なところとはならなかった。つまり、実質的に異議申立国に計画の拒否権を付与するようなＩＪＣの勧告は、計画国政府のＩＪＣへの不信を招く事態を惹起したのである。[217] このようなＩＪＣの勧告の結果、以後これと類似するケース（「ノース・ダコタ州水供給計画事件」及び「デビルズ湖排水口建設計画事件」）では、一旦、ＩＪＣに付託すれば事業計画の実施が危ぶまれるとの計画国の警戒感を煽ることとなり、[218] そのことがＩＪＣへの付託を思いとどまらせる要因になったと考えられる。これら近年のＩＪＣ利用回避の事例は、アメリカ・カナダ両政府がＩＪＣに対して一度抱いた強い警戒感はそうたやすく拭い去ることができないことを物語っている。

第二の要因として、ルマルカン（Lemarquand）やホリス（Hollis）が指摘するように、一九七〇年代から八〇年代初頭にかけてのＩＪＣの国境水管理への積極的関与に対するアメリカ・カナダ両政府の不満とそれに対する反発を挙げることができる。具体的には、（a）一九七六年、セント・マリー河のアメリカ領域内へのフェンス（boom）設置に際してＩＪＣが第三条・四条手続に基づく申請＝承認を要するとの見解をアメリカ政府に示し、国境水条約の管轄権拡大を画策したことに対して、アメリカ・カナダ両政府は「いかなる国家もその同意なしに国際組織の管轄に服することはない」と不快感を露わにし、ＩＪＣの積極的介入を強く牽制したという事象。[219]（b）

【6】において、ＩＪＣが報告の中で、「事業計画が潜在的に越境的な性格を有する場合には、アメリカ・カナダ両政府は十分な事前通報及び協議の実施を確保するために必要な措置をとる必要がある」[220]と述べたことに対して、両政府がＩＪＣの積極的関与に嫌悪感を抱き、かかる状況における事前通報及び協議は未だ両国を条約上も慣習国際法上も拘束するには至っていないとして、ＩＪＣに状況に適合した支援を要請したという事象[221]。（ｃ）一九七〇年の五大湖水汚染ケース（Docket No. 83）のＩＪＣの優れた勧告により、一九七二年に五大湖水質協定が締結されたが[222]、その際、ＩＪＣ及びボードの業務を支援・強化する目的でカナダのウィンザー（Windsor）に設立が企図された地方事務所の権限を巡って、ＩＪＣが、同事務所に、アメリカ・カナダ両政府の承認なしに独立して同協定上の活動の実施、管理、調査及び検証を行う権限を付与することを切望し、ＩＪＣの権限及び活動範囲の拡大を狙ったが、これに対して両政府は強く反発し、結局、一九七八年に改正された五大湖水質協定で同事務所が単なる広報担当機関とされ、事実上、無力化されたという事象[223]。このようにＩＪＣが国境水管理の主導権を握るべく積極的に行動したことが逆に裏目に出てしまい、両政府のＩＪＣに対する不満はむしろ増幅し、そのことがＩＪＣの利用回避に少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる。

第三の要因は、アメリカの国内裁判所において一九七〇年代以降、越境汚染訴訟に対する管轄権のハードルが緩和され始め、国内裁判所で紛争解決が可能となったことに因ると考えられる。国境水条約は第二条で、上流国の分水に起因して下流国の住民に損害を引き起こした場合には、下流国の住民が上流国の裁判所に被害の救済を求めて提訴することを認める旨の規定を置いてはいたものの、実際には、アメリカの裁判所は、一九七〇年代中頃まで越境汚染損害を主張する外国人の司法アクセスを容認することはなかった[224]。その理由として、「不動産の侵害を理由とする不法行為訴訟は、当該不動産の所在地で提起されなければならない」とするコモン・ロー上の「属地的訴訟

準則（local action rule）」が障壁となっていたことが挙げられる。[225] 実際にも、【1】では、ＩＪＣへの付託前に、ワシントン州の土地所有者らによってアメリカとカナダ双方の国内裁判所への提訴が検討されたが、かかるコモン・ロー上の原則が障害となり提訴の見送りを余儀なくされた。[226] また、【4】では、ＩＪＣ付託前に、オンタリオ湖の水位上昇の結果として発生した財産損害の賠償を求めて、アメリカ住民がカナダ政府を相手取ってアメリカの裁判所に提訴した事件、並びにカナダによるガット・ダムの建設及び分流の実施によりアメリカ住民に生じた損害の賠償を求めて、アメリカ住民がアメリカ政府を相手取って同国裁判所に提訴した事件がある。裁判所は、前者の事件について、カナダ政府に対する訴状送達には実効性がないとして裁判管轄権の欠如を理由に請求を棄却し、[227] 後者の事件については損害の救済はカナダを相手方としてカナダの裁判所に提訴するか、あるいはアメリカとカナダの政府当局間で解決されるべきであるとして訴えを却下した。[228] その結果、国内裁判所での法的救済を断念せざるを得なくなった被害者は、代わってＩＪＣへの付託を自国政府に強く要請したのである。このように、国内裁判所での救済は、国境水条約制定当初から想定されていたものの、前記コモン・ロー上のルールが障壁となって阻止されたのである。[229]

しかし、一九七四年の *Michie v. Great Lakes Steel Division* 事件で、アメリカの裁判所は、アメリカに所在する企業に起因するカナダのオンタリオ州住民に対する大規模な越境大気汚染損害について、カナダに所在する原告に不法行為訴訟を提起する権利を認めた。[230] 本件は、アメリカ及びカナダの越境汚染訴訟史上初めて国内裁判所が救済に乗り出した事例として注目を集めた。[231] さらに、一九八二年には、両国の法律家協会（Bar Association）によって、越境汚染被害者による汚染源国の国内裁判所への衡平なアクセスを定めた「統一越境汚染相互アクセス法（Uniform Transboundary Pollution Reciprocal Access Act）」が起草され、アメリカでは八州が、カナダでは四州

が同法を採択するに至った。[232] このように一九七〇年代以降、とりわけアメリカの裁判所で越境汚染訴訟に対する管轄権のハードルが緩和されてきた。前記三件の紛争もこのような流れの中に位置づけることができよう。今日、アメリカの裁判所において越境汚染訴訟の道が開かれつつあることは、ＩＪＣの利用機会の減少に影響を及ぼしているように思われる。[233]

おわりに

本稿では、国際河川委員会の国境水紛争処理制度の意義と課題を明らかにするため、非航行的利用を所掌する機関としては最も古くから活動を行ってきたＩＪＣを事例として取り上げ、その実践の分析・検討を行ってきた。その結果、ＩＪＣは、これまでに五七件の「問題」事案について「事実調査」を実施し、うち七件は連邦政府間の「紛争」事案であり、さらに、そのうち五件では、ＩＪＣによって「調停」による紛争処理が試みられたことを指摘した。本稿では、紛争処理機関としてのＩＪＣの意義を明らかにするために、ＩＪＣによる汚染防止義務の解釈適用が同義務の明確化・具体化にどのように繋がったか、また、国境水条約の目的（紛争の解決）を達成するために、ＩＪＣには、どのような制度的・機能的特徴を見出すことができるかという二つの視点から検討を行った。その結果、前者の問いに対しては、国境水条約第二条四項の汚染防止義務の違反の有無を判断するにあたって、「生態系アプローチ」及び「予防的アプローチ」、また時として「ゼロリスク・アプローチ」を適用することによって、同義務の明確化・具体化に貢献してきたことを指摘した。またそれだけでなく、「生態系アプローチ」と「予防的アプローチ」の間には接近が見られることも明らかとなった。

続いて、後者の問いに対しては、第一に、審理過程に対する当事国政府の「間接的コントロール」が確保された

ことによって、審理結果に対する当事国の予測可能性を高め、結果的に当事国政府のＩＪＣへの付託が容易になったこと、第二に、ＩＪＣの下に設置されたボード及び小委員会が専門的見地から科学的・技術的問題の事実認定を行うことによって紛争の複雑性を縮減する効果を持ち得るとの、ＩＪＣによる調停の一機能としての「事実認定機能」、第三に、その事実認定機能と並んで、ＩＪＣの調停としてのもう一つの重要な機能である「勧告付与機能」の働きが紛争の最終的解決を促進する効果を果たし得ることを指摘した。このように、国際河川委員会たるＩＪＣは、事実調査及び調停を通じて条約の執行を確保する手段として機能していることが明らかとなった[234]。

以上のＩＪＣの意義は、国連水路条約上の「事実調査委員会」が活動を行う際にも参考となるように思われる。なぜなら、国連水路条約第三三条によって紛争解決手続の中心に据えられた同委員会は、その任務の性質から、アド・ホックな性格を有する一種の国際河川委員会と看做し得るだけでなく[235]、いずれか一方の当事国による要請によって審理を開始する同委員会は、事実調査の結果とその理由及び「紛争の衡平な解決にとって適切と考える勧告」を含む報告書を当事国に提出することを義務づけられることから、実際上はＩＪＣと同様、事実認定機能と勧告付与機能を兼ね備えた「調停」の色彩を帯びるものと考えられる[236]からである。したがって、将来的に同委員会が活動を行う際にはＩＪＣの実践が貴重な先例となるように思われる。また、それだけにとどまらず既に世界各地に設立されているか（第一章第二節を参照）、あるいは今後設立されるであろう国際河川委員会が実際に紛争処理を行う際にも有益な示唆を提供し得る。しかしながら、国際河川を巡る紛争は、地域毎に地政学的・水文学的諸条件や気候・気象条件が異なることから、その処理にあってはこれら諸条件に適合したケース・バイ・ケースの判断に依らざるを得ない。このような各々の地域に見合った個別的対処は、必然的に国際河川法の分断化（fragmentation）を引き起こす可能性を内包している[237]。しかし、そうであったとしても、ＩＪＣが長い年月をか

けて構築してきた紛争処理の制度的・機能的特徴は、諸条件を異にする地域に存立する国際河川委員会の紛争処理に際してもなお参考となるように思われる。

他方で、本稿の検討からＩＪＣの課題も浮き彫りとなった。既に述べたようにアメリカ＝カナダ間で最近発生した三件の国境水紛争は、ＩＪＣが管轄権を有し得る事案であったにもかかわらず、いずれもＩＪＣへの付託が回避された。本稿では、その要因として、ＩＪＣの紛争処理に対する事業計画国政府の不信と信頼の低下（第一要因）、ＩＪＣによる国境水管理の積極的関与に対する両政府の不満と反発（第二要因）、アメリカ国内裁判所における越境汚染訴訟に対する管轄権のハードルの緩和（第三要因）の三点を指摘した。仮に以上の利用回避要因が妥当するとすれば、ＩＪＣは、紛争処理機関として今後も有効に機能するために、それら諸要因に如何に対処し、これを克服していけばよいかが課題となる。このうち、第一要因はとりわけＩＪＣの勧告付与機能に向けられたものであった。結果的にＩＪＣの勧告が当事国政府の満足するところとならなければ、それは履行されることなく葬り去られ、以後、紛争処理機関として利用されなくなる。つまり、アメリカ・カナダ両政府は、ＩＪＣの貴重なクライアントであるため、ＩＪＣは、必然的に、両政府の受け入れ可能な勧告を発付することによってクライアントに報いることが求められる。それ故、今後も、ＩＪＣが紛争処理機関として有効に機能し続けるためには、公衆及び利害関係人の参加を十分に確保し[238]、ボードや小委員会等の専門家による客観的な事実認定を踏まえた上で、環境保護と開発のバランスを慎重に見極めつつ、両政府の意向を適切に判断した上で、法政策上、両政府に受諾可能な勧告を迅速に提示することによって、信頼を取り戻すことが求められていると言えよう。以上の指摘は、第二要因についても妥当する。さらに、第三要因は、紛争解決機関としてのＩＪＣと国内裁判所の関係の問題に関わる。この点、事実認定についてはＩＪＣに裁定的機能を付与し、他方、解決の方向性については勧告付与機能に見られるようなＩＪ

Cの調停的解決と、裁判とを機能分離させる等してＩＪＣの紛争処理に可能性を見出していくことが適っているように思われる。いずれにしても、国際河川法の分野では、しばしば科学的・技術的問題の判断を巡って国家間で対立が生じることが少なくないことを考慮すれば、今後も国際河川委員会の紛争処理から目を逸らすことはできまい。紛争処理機関としての国際河川委員会の動向に引き続き注視していく必要がある。

なお、前記第三要因とも関連するが、近年、利用が活発になりつつある国内裁判所に関して若干付言することとしたい。なるほど、紛争の直接の当事者は、国際的な性格を有する紛争であったとしても、第一次的には、ＩＪＣではなく当事者間での直接的かつ迅速な解決を望むし、当事国政府も紛争の過度の又は不必要な政治化を回避したいとの思惑を有することから、国内裁判所が有用な紛争処理機関となり得ることが予想される。しかしながら、国内裁判所で紛争解決を模索するとしても未だ克服されなければならない問題が数多く存在することにも留意する必要がある。つまり、前述の「トレイル溶鉱所スラグ投棄事件」のように、汚染源国（カナダ）に所属する被告企業に対して、被影響国（アメリカ）の法を適用して紛争解決を実現しようとすることは、実質的に、汚染源国に対して被影響国の環境政策の履行を迫ることを意味し、このことは汚染源国の経済的・社会的発展を阻害し、ひいては主権を侵害するおそれを内包する[239]。また、この場合にアメリカの裁判所で出された判決をどのようにしてカナダで執行するかという問題も生じる[240]。さらに、立場が逆転した時に報復的な提訴が行われる可能性も否定できず、これにより二国間関係の更なる悪化を招くことも予想される[241]。それ故、国内裁判所が紛争処理機関として有効に機能し得るか、現時点で確定的な答えを導くことはできない。引き続き国内裁判所の動向を注意深く見守る必要がある。

それでは、最後に、今後の課題として、若干の問題を指摘して本稿を閉じることとしたい。それは、「生態系アプローチ」及び「生態系保全義務」に関わる。ＩＪＣに付託された紛争は、一九七〇年代以降、河川の生態系の保

全に関するものであった。この流れは近年のＩＪＣ付託回避事例についても同様のことが言える。国境水条約は、生態系の保全を義務づける直接の規定を有しないものの、ＩＪＣは、同条約第四条二項の汚染防止義務を解釈適用することによって生態系の保全の問題に対処してきた。さらに、本稿では、紙幅の都合により十分な検討を行うことができなかったが、これまでＩＪＣは五大湖の生態系の保全に関して積極的な取組みを行っており、二〇一二年には五大湖水質協定の改正を成し遂げている(242)。生態系の保全の動きは、ＩＪＣが管轄する国境水のみならず、現在では、世界各地の国際河川（水路）に散見される。例えば、アメリカ＝メキシコ間に設立されたＩＢＷＣが二〇一二年一一月二〇日に締結した覚書第三一九号(243)は、コロラド河流域の生態系の保全に大きな進展をもたらし得る内容を含むものであった。今後は、以上のような国際河川委員会の実践に加え、国連水路条約とその起草過程、地域的条約、宣言・決議等のソフト・ロー、国際裁判例、学説等を仔細に分析・検討することにより、「生態系アプローチ」及び「生態系保全義務」の内容とその射程、さらには国際河川（水路）法及び国際環境法上の諸原則（衡平利用原則、予防原則、越境損害防止原則）との関係についても考察を深め、国際法規範としての「生態系アプローチ」及び「生態系保全義務」の生成と発展の状況を明らかにすることを試みたい。

(186) J. Brunnée and S. J. Toope, "Environmental Security and Freshwater Resources : Ecosystem Regime Building", 91 *American Journal of International Law* (1997), p. 51.「生態系アプローチ」を採用した条約については、さしあたり以下の文献を参照されたい。A. Tanzi and M. Arcari, *The United Nations Convention on the Law of International Watercourses : A Framework for Sharing* (Kluwer Law International, 2001), p. 242.

(187) J. Brunnée and S. J. Toope, "Environmental Security and Freshwater Resources : A Case for International Ecosystem Law", 5 *Yearbook of International Environmental Law* (1994), pp. 68-69 ; Tanzi and Arcari, *ibid.*, p. 243 ; McIntyre (2007), *supra* note (157), pp. 299, 301 ; McCaffrey, *supra* note (3), pp. 459-461.

(188) ILC Draft Articles on the Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses and Commentaries Thereto and Resolution on Transboundary Confined Groundwater (1994), *Yearbook of the International Law Commission*, 1994, Vol. II, Part Two, pp. 120, 122, 124.

(189) *Gabčikovo-Nagymaros* Case, *supra* note (11), para. 140.

(190) ＩＪＣの行動指針（Guiding Principles）は、その一〇において、「生態系アプローチ」の概念を確認した上で「予防的アプローチ」を採用し、「公共の福祉を保護するために賢慮（prudence）が欠かせない場合には、科学的合意が得られていなくても行動する」との規定を置く。Guiding Principles of IJC, Principle 10, at http://www.ijc.org/en_/Guiding_Principles. また、「予防的アプローチ」は、本文で取り上げた事例以外にも、例えば、後述の「デビルズ湖排水口建設計画事件」における「国際レッド河ボード（International Red River Board）」の下部組織「水生生態系小委員会（Aquatic Ecosystem Committee）」による勧告の中にもその採用が見られる。Devils Lake – Red River Basin Fish Parasite and Pathogen Project : Qualitative Risk Assessment, October 2011, p. 42, at http://ijc.org/php/publications/pdf/DEVILS%20LAKE%20%20FISH%20PARASITE%20AND%20PATHOGEN%20RISK%20REPORT%20_8_.pdf. さらに、ＩＪＣは、化学物質の流入による五大湖流域の生態系への汚染被害に対処する際にも「予防的アプローチ」を採用した。*See* McIntyre (2007), *supra* note (157), p. 283. なお、同アプローチに関する詳細な検討として、堀口健夫「予防原則の規範的意義」『国際関係論研究』第一八号（二〇〇二年）五五―八八頁；高村ゆかり「国際環境法における予防原則の動態と機能」『国際法外交雑誌』第一〇四巻三号（二〇〇五年）一―二八頁、を参照されたい。

(191) S. C. McCaffrey, "The Law of International Watercourses : Some Recent Developments and Unanswered Questions", 17 *Denver Journal of International Law and Policy* (1989), p. 514 ; McCaffrey, *supra* note (3), p. 461.

(192) *Gabčikovo-Nagymaros* Case, *supra* note (11), para. 140.

(193) N. Ando, "The Law of Pollution Prevention in International Rivers and Lakes", L. Caflisch and R. Zacklin (eds.), *The Legal Regime of International Rivers and Lakes* (Martinus Nijhoff, 1981), p. 351.

(194) 国際河川紛争の処理過程における科学者・技術者の役割の重要性を指摘するものとして、以下を参照のこと。ILC Six Report, *supra* note (20), p. 66, para. 41, pp. 70-71, para. 62, and p. 73, para. 80 ; McCaffrey, *supra* note (3), p. 511 ; C. Leb,

Cooperation in the Law of Transboundary Water Resources (Cambridge University Press, 2013), pp. 194, 232-233.

(195) Bilder, *supra* note (90), p. 520.

(196) R. A. MacKay, "The International Joint Commission between the United States and Canada", 22 *American Journal of International Law* (1928), p. 311 ; N. L. Hill, *International Administration* (McGraw-Hill Book Company, 1931), p. 25 ; C. A. Cooper, "The Management of International Environmental Disputes in the Context of Canada-United States Relations : A Survey and Evaluation of Techniques and Mechanisms", 24 *Canadian Yearbook of International Law* (1986), p. 289 ; Birnie, Boyle, and Redgwell, *supra* note (86), pp. 265, 577.

(197) 奥脇直也「国際調停制度の現代的展開」『立教法学』第五〇号（一九九八年）六一頁、六七頁。

(198) なお、本稿では分析の対象から除外したが、スカジット河へのロス・ダム建設を巡るアメリカシアトル市とカナダブリティッシュ・コロンビア州間の紛争において、その解決過程で、IJC委員、同市・同州の代理人及び独立のテクニカル・アドバイザーから成る「合同協議グループ（joint consultative group）」が設立され、同協議グループによる仲介の結果、当事者間で協定の締結に至ったという事例も確認できる。Stein, *supra* note (116), pp. 8-9 ; Alper and Monahan, *supra* note (116), pp. 164-167 ; E. B. Weiss, "New Directions for the Great Lakes Water Quality Agreement : Commentary", 65 *Chicago-Kent Law Review* (1989), p. 380 ; Dewitt, *supra* note (71), p. 321 ; McCaffrey, *supra* note (29), pp. 83-84.

(199) Merrills, *supra* note (25), p. 87.

(200) *Ibid.*

(201) 奥脇・前掲註(197)四〇頁。

(202) 同上。

(203) *Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.*, 452 F.3d 1066 (9th Cir. Wash., Jul. 3, 2006), pp. 1069-1070 ; R. S. Abate, "Dawn of a New Era in the Extraterritorial Application of U.S. Environmental Statutes : A Proposal for an Integrated Judicial Standard Based on the Continuum of Context", 31 *Columbia Journal of Environmental Law* (2006), p. 121.

(204) *Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.*, No. CV-04-256-AAM, 2004 U.S. Dist. LEXIS 23041 (E.D. Wash.,

Nov. 8, 2004), p. 3 ; Abate, *ibid*, pp. 121-122.

(205) Abate, *ibid*, p. 122.

(206) M. J. Robinson-Dorn, "The Trail Smelter : Is What's Past Prologue ? EPA Blazes a New Trail for CERCLA", 14 *New York University Environmental Law Journal* (2006), p. 306.

(207) その後、本件紛争はアメリカの裁判所に提訴された。*Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.* 事件において、先住部族たるパコータス（Pakootas）及びマイケル（Michel）の両名は、CERCLAの市民訴訟条項に基づいて、TCMを相手取り、EPAによる一方的行政命令の履行を求めてアメリカワシントン州東部地区裁判所に訴えを提起した。*Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.* (2004), *supra* note (204), p. 2. これに対して、CERCLAは、連邦民事規則を援用して、本件活動がカナダ領域内で実施されたことを根拠に、アメリカ法たるCERCLAの適用を否定し管轄権の欠如を主張した。*Ibid*, pp. 2-3. 地区裁判所は、事物管轄権を認め、続いて人的管轄権については、その行使がカナダの主権と抵触するものではないと判断し、CERCLAの域外適用を肯定する判決を下した。*Ibid*, pp. 4-5, 12, 51. これに対して、控訴裁判所は、事物管轄権の検討を行った結果、CERCLAの適用を認めた地区裁の判断を支持したが、その適用方法については、有害物質の浸出がアメリカ国内で生じていることを理由に、CERCLAを単に国内適用すれば足りると判示した。*Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.* (2006), *supra* note (203), pp. 1075, 1077-1079, 1082. 最終的に、TCMは、最高裁に上訴を申し立てたが、最高裁は当該申立てを却下した。*Teck Cominco Metals, Ltd. v. Pakootas and Michel*, 552 U. S. 1095 (Jan. 7, 2008). その後も、本件に関連して多数の訴えが提起されている。*See eg, Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.*, 632 F. Supp. 2d 1029 (Jun. 19, 2009) ; *Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.*, 2009 U. S. Dist. LEXIS 59575 (Jun. 25, 2009) ; *Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.*, 832 F. Supp. 2d 1268 (Nov. 29, 2011) ; *Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.*, 2012 U. S. Dist. LEXIS 47889 (Apr. 4, 2012) ; *Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.*, 2012 U. S. Dist. LEXIS 72139 (Apr. 4, 2012).

(208) Hall, *supra* note (65), p. 727.

(209) *Ibid*., p. 728.

(210) *Ibid.*

(211)　本件紛争はアメリカの裁判所に提訴された。*Government of the Province of Manitoba v. Norton* 事件及び *Government of the Province of Manitoba v. Salazar* 事件で、カナダのマニトバ州政府は、アメリカの土地改良局が実施した、ミズーリ河からハドソン湾への外来生物の移動に関する環境影響評価が、アメリカの国家環境政策法（ＮＥＰＡ）上の、環境影響を「厳格に検討する（take a hard look）」義務に違反していると主張して、アメリカの内務長官らを相手取り、アメリカコロンビア地区裁判所に訴えを提起した。*Government of the province of Manitoba v. Norton*, *supra* note (161)；*Government of the Province of Manitoba v. Salazar*, 691 F. Supp. 2d 37 (D. D. C., Mar. 5, 2010).　裁判所は、ＮＥＰＡの不遵守を指摘して、土地改良局に対して、ハドソン湾流域への生物相の移転の結果を「厳格に検討」するよう命じる判決を下した。*Government of the province of Manitoba v. Norton*, *ibid*, pp. 65-66；*Government of the Province of Manitoba v. Salazar*, *ibid*, p. 51.

(212)　*People to Save the Sheyenne River, Inc. v. North Dakota Department of Health*, 697 N. W. 2d 319 (Jun. 2, 2005), p. 323；Hollis, *supra* note (159), p. 35.

(213)　*People to Save the Sheyenne River, Inc. v. North Dakota Department of Health*, *ibid*, pp. 323-324.

(214)　Hollis, *supra* note (159), pp. 36-37.

(215)　*Ibid*., p. 39；McCaffrey, *supra* note (3), pp. 349-350.　なお、二〇〇六年三月二四日、アメリカ・カナダ両国の環境ＮＧＯ及び市民は、アメリカ・カナダ両政府が国境水条約第四条、第九条及び第一〇条の効果的な執行を怠ったとして、北米環境協力協定によって設立された「環境協力委員会（Commission for Environmental Cooperation）」に付託を行った。同年六月八日、同委員会は以下のように判断して本件請求を斥けた。すなわち、協定第一四条一項は、私人による次のような主張、つまり、協定の当事国が「環境法（environmental law）」を効果的に「執行する（enforce）」ことを懈怠したとの主張、を検討する権限を委員会事務局に授権しているが、そこでまず問題となるのは国境水条約の右諸条項が「環境法」に該当するか否かである。たとえそれが肯定的に解されるとしても、同条約第九条及び第一〇条の手続は、ＩＪＣに付託を行うか否かの判断を両政府の裁量に委ねており、当該手続はその裁量権行使の判断基準を備えているわけではないことから、「執行する」との要件を充足しない。Secretariat of the Commission for Environmental Cooperation, Devils Lake Case, Determination in accordance with Article 14 (1) of the North American Agreement for Environmental

Cooperation, SEM-06-002 (Jun. 8, 2006), pp. 1-5, at http://www.cec.org/. さらに、これを受けて、右NGO及び市民は、二〇〇六年七月七日、アメリカ・カナダ両政府による国境水条約第四条の執行懈怠に主張内容を絞り、再度、環境協力委員会に付託を行った。同委員会は同年八月二一日、以下のような理由から本件請求を斥ける決定を下した。すなわち、同条約第四条が北米環境協力協定第四五条(2)(a)にいう「環境法（environmental law）」に該当するか否かにつき、一国の国内法の一部と看做すことのできる国際的義務のみがこれに該当すると考えられるところ、アメリカは同条約の国内立法化を行っておらず、また、同条約の自動執行的（self-executing）性格も認められないことから、同条約第四条は協定第四五条(2)(a)にいうところの「環境法」に該当しない。Secretariat of the Commission for Environmental Cooperation, Devils Lake Case, Determination in accordance with Article 14 (1) of the North American Agreement for Environmental Cooperation, SEM-06-002 (Aug. 21, 2006), pp. 1-8.

(216) 本件紛争はアメリカの裁判所へも提訴された。カナダの環境保護団体及びマニトバ州政府が、排水口建設の許可を付与したノース・ダコタ州保健衛生局の決定を不服として、ノース・ダコタ州の裁判所に提訴した *People to Save the Sheyenne River, Inc. v. North Dakota Department of Health* 事件で、最高裁判所は、二〇〇五年、下流のリン濃度や生物相の移転リスク等の問題を検討した結果、保健衛生局の決定は、「専断的、恣意的又は非合理的」とは言えないとして、地区裁の判断を支持する判決を下した。*People to Save the Sheyenne River, Inc. v. North Dakota Department of Health*, 744 N. W. 2d 748 (Feb. 21, 2008), pp. 758-759.

(217) Sax and Keiter, *supra* note (183), p. 295; Hernandez, *supra* note (184), p. 564.

(218) Sax and Keiter, *ibid.*, p. 297; Signorelli, *supra* note (157), p. 233.

(219) Lemarquand, *supra* note (71), p. 75; Hollis, *supra* note (159), p. 68.

(220) IJC Poplar River Basin Report, *supra* note (162), p. 188. ポプラー河に関する一九七八年のIJC報告書も同様。*See* F. L. Kirgis Jr., *Prior Consultation in International Law* (University Press of Virginia, 1983), pp. 61-63.

(221) Lemarquand, *supra* note (71), p. 75; Hollis, *supra* note (159), p. 68.

(222) Agreement between the United States of America and Canada on Great Lakes Water Quality, signed at Ottawa, 15 April 1972, 837 *United Nations Treaty Series* (1972), p. 214.

(223) Agreement between the United States of America and Canada on Great Lakes Water Quality, signed at Ottawa, 22 November 1978, 1153 *United Nations Treaty Series* (1979), p. 188, Article. 8 (3). *See also* Lemarquand, *supra* note (71), pp. 76-77 ; Hollis, *supra* note (159), p. 68.

(224) S. C. McCaffrey, "Trans-Boundary Pollution Injuries : Jurisdictional Considerations in Private Litigation between Canada and the United States", 3 *California Western International Law Journal* (1973), p. 220.

(225) 先例となった一八九三年のイギリス貴族院判決は、ポルトガル企業が、南アフリカに所在する土地、鉱山及び住居に対するトレスパスの損害賠償を求めて、イギリス企業を相手取りイギリスの裁判所に提訴した事件において、外国所在の不動産に対する損害に関する訴訟について判決を下す権限がない旨判示した。*British South Africa Company v. Companhia de Moçambique*, [1893] A. C. 602. しかし、一九八二年の民事裁判管轄及び判例法第三〇節により、今日では、英国の裁判所は、英国外に所在する不動産に影響を及ぼす不法行為に対しても裁判管轄権を有する。J. G. Collier, *Conflict of Law*, 3rd ed. (Cambridge University Press, 2001), p. 262 ; Birnie, Boyle, and Redgwell, *supra* note (86), p. 308.

(226) J. E. Read, "The Trail Smelter Dispute", 1 *Canadian Yearbook of International Law* (1963), p. 222 ; McCaffrey, *supra* note (3), p. 228, n. 87 ; Hall, *supra* note (65), p. 708 ; S. Hsu and A. L. Parrish, "Litigating Canada-U. S. Transboundary Harm : International Environmental Law making and the Threat of Extraterritorial Reciprocity", 48 *Virginia Journal of International Law* (2007), p. 35. 当時、ワシントン州では、州と最小限度の接触を有する自然人又は法人に対する対人管轄権（jurisdiction in personam）を認めるロング・アーム法（long arm statute）が制定されていなかった。B. Weiss, S. C. McCaffrey, D. B. Magraw, and A. D. Tarlock (eds.), *International Environmental Law and Policy* (Aspen Publishers, 2007), p. 259.

(227) *Oster v. Dominion of Canada*, 144 F. Supp. 746 (N.D.N.Y., 1956). *See also* Kerley and Goodman, *supra* note (143), p. 306 ; 臼杵・前掲註(143) 一一一―一一三頁（原註18）。

(228) *Huther v. United States*, 145 F. Supp. 916 (1956). *See also* Kerley and Goodman, *ibid.*, p. 307 ; 臼杵、同上。

(229) Johnson, *supra* note (130), p. 204.

(230) *Michie v. Great Lakes Steel Division*, 495 F.2d 213 (6th Cir. 1974). *See also* A. Rosencraz, "The Uniform Transboundary Pollution Reciprocal Access Act", 15 *Environmental Policy and Law* (1985), p. 105; Birnie, Boyle, and Redgwell, *supra* note (86), p. 308.

(231) Hall, *supra* note (65), p. 726. なお、最近、カナダの裁判所でも、越境汚染訴訟ではないものの、アメリカに所在するアメリカ企業に対してカナダ法の域外適用を認めたともとれる判決が下された。*British Columbia v. Imperial Tobacco Canada Ltd.*, [2005] 2 S. C. R. 473, 2005 SCC 49. *See also* A. L. Parrish and S. Hsu, "Embracing Reciprocity: Revisiting Domestic Legal Solutions to Canada's Transboundary Pollution Problems", J. McManus (ed.), *Responsibility of Individuals, States and Organizations: Proceedings of the 35th Annual Conference of the Canadian Council on International Law, Ottawa, October 26-28, 2006* (Canadian Council on International Law, 2007), p. 78.

(232) Rosencranz, *supra* note (230), p. 105; C. Bernasconi, "civil liability resulting from transfrontier environmental damage: a case for the hague conference?", 12 *Hague Yearbook of International Law* (1999), pp. 105-106; Robinson-Dorn, *supra* note (206), pp. 307-308; Birnie, Boyle, and Redgwell, *supra* note (86), pp. 307-308. 合衆国では、コロラド州、コネチカット州、ミシガン州、モンタナ州、ニュー・ジャージー州、オレゴン州、サウス・ダコタ州、ウィスコンシン州が、カナダでは、マニトバ州、ノバ・スコシア州、オンタリオ州、プリンス・エドワード島が、それぞれ採択している。

(233) なお、これ以外にも、ＩＪＣの利用回避要因として、近年の両国間関係の悪化、アメリカの単独行動主義（unilateral approach）への転換を挙げる論者もある。Sax and Keiter, *supra* note (183), p. 298; Signorelli, *supra* note (157), p. 236. しかし、この指摘はいずれもアメリカ前大統領ジョージ・Ｗ・ブッシュ（George W. Bush）政権に向けられたものであって、それ以外の政権にもこの指摘が妥当するかは疑問である。

(234) ダニューブ河のデルタ地帯でのビストロエ水路の開削事業を巡るウクライナ＝ルーマニア間の問題処理において同様の指摘を行うものとして、児矢野マリ「多国間環境条約の執行確保と複数の条約間の調整――『ダニューブ・デルタ事件』の分析を中心に――」中川淳司＝寺谷広司編『国際法学の地平――歴史、理論、実証（大沼保昭先生記念論文集）』（東信堂、二〇〇八年）六一二頁、を参照されたい。また、ガブチコヴォ事件やパルプ工場事件のような最近の国際河川

紛争におけるＩＣＪの調停的機能を指摘するものとして、鳥谷部壌「国際河川をめぐる環境紛争の司法的解決――ウルグアイ河パルプ工場事件ＩＣＪ判決を契機として――」『阪大法学』第六二巻一号（二〇一二年）一三五―一六三頁、がある。さらに、事実調査委員会の設立状況とその機能を概観するものとして、A. Jachec-Neale, "Fact-Finding", R. Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law, Volume III* (Oxford University Press, 2012), pp. 1077-1084. を参照されたい。

(235) A. Tanzi, "Recent Trends in International Water Law Dispute Settlement", The International Bureau of the Permanent Court of Arbitration (ed.), *International Investments and Protection of the Environment* (Kluwer Law International, 2001), pp. 142-143; A. Tanzi and E. Milano, "Article 33 of the UN Watercourses Convention: a step forward for dispute settlement?", 38 *Water International* (2013), pp. 167-168.

(236) L. Caflisch, "La Convention du 21 mai 1997 sur l'utilisation des cours d'eau internationaux à des fins autres que la navigation", 43 *Annuaire français de droit international* (1997), p. 795; Merrills, *supra* note (25), p. 81; Tanzi, *ibid.*, pp. 138, 142; Tanzi and Arcari, *supra* note (186), pp. 281, 284; Weiss, *supra* note (156), p. 138.

(237) Tanzi and Arcari, *ibid.*, pp. 24-26；山本良「国際水路の非航行的利用における『衡平原則』の現代的展開」村瀬信也＝鶴岡公二編『変革期の国際法委員会（山田中正大使傘寿記念）』（信山社、二〇一一年）二九七頁。

(238) 各国の住民やＮＧＯ等が自国の政府にＩＪＣへの付託を要請する法定のプロセスは現在のところ未整備である。なお、この点に関して、個人やＮＧＯが直接ＩＪＣに問題を付託できるよう手続を整備すべきとの主張も見られる。S. J. Toope and J. Brunnée, "Freshwater Regimes: The Mandate of the International Joint Commission", 15 *Arizona Journal of International and Comparative Law* (1998), p. 286.

(239) A. L. Parrish, "Trail Smelter Déjà vu: Extraterritoriality, International Environmental Law, and the Search for Solutions to Canadian-U. S. Transboundary Water Pollution Disputes", 85 *Boston University Law Review* (2005), pp. 406, 427-428; N. Craik, "Transboundary Pollution, Unilateralism, and the Limits of Extraterritorial Jurisdiction: The Second *Trail Smelter* Dispute", R. M. Bratspies and R. A. Miller (eds.), *Transboundary Harm in International Law* (Cambridge University Press, 2006), pp. 116, 120; Abate, *supra* note (203), p. 133; Hall, *supra* note (65), p. 737. 例えば、「トレイル溶鉱

所スラグ投棄事件」で適用が争われたＣＥＲＣＬＡは、原告に対して、被告の故意・過失の立証も、伝統的な意味における因果関係の立証も要求しない厳格責任スキームを採用している。すなわち、因果関係については、現実の放出の場合に、原告は、被告の有害物質が当該用地で処分されたこと、当該用地で放出が発生したこと及びかかる放出が被告に対応費用を負担させるものであることのみを立証すれば良く、被告の廃棄物がかかる放出の原因であること又は被告の廃棄物が被告に対応費用を負担させるものであることの立証までは要求されない。*Pakootas and Michel v. Teck Cominco Metals, Ltd.*, 2012 U. S. Dist. LEXIS 47889 (Apr. 4, 2012), pp. 16-18 ; Craik, *ibid.*, pp. 114-115. さらに、本法の解釈として、判例法上、ある汚染サイトについて潜在的責任当事者が複数存在する場合に、そのいずれの者に対しても浄化措置等に要した費用の全額を請求できる「連帯責任」、及び本法制定以前には合法であった行為による施設の汚染であっても浄化の責任を負う「遡及責任」が認められている。小澤隆「米国スーパーファンド法」『外国の立法』第二〇四号（一九九九年）一〇二―一〇四頁。

(240) Craik, *ibid.* ; J. Buhi and L. Feng, "The International Joint Commission's Role in the United States-Canada Transboundary Air Pollution Control Regime : A Century of Experience to Guide the Future", 11 *Vermont Journal of Environmental Law* (2009), pp. 113-114.

(241) Parrish, *supra* note (239), p. 428.

(242) Protocol Amending the Agreement between Canada and the United States of America on Great Lakes Water Quality, 1978, as amended on 16 October 1983 and 18 November 1987, done at Washington, 7 September 2012, at http://www.ijc.org/files/tinymce/uploaded/Great%20Lakes%20Water%20Quality%20Agreement%20-%202012.pdf.

(243) Minute No. 319 : Interim International Cooperative Measures in the Colorado River Basin through 2017 and Extension of Minute 318 Cooperative Measures to Address the Continued Effects of the April 2010 Earthquake in the Mexicali Valley, Baja California, November 20, 2012, at http://www.ibwc.gov/Files/Minutes/Minute_319.pdf.

〔付記〕 本稿の執筆にあたり、筆者は、二〇一三年八月一五日、ワシントンＤ.Ｃ.のＩＪＣ米本部を訪問し、米側のＩＪＣリーガル・アドバイザー、スーザン・ダニエル氏（Ms. Susan Daniel）に面接調査を実施した。上記調査は、平成二

五年度科研基盤研究（C）「越境地下水の統合的ガバナンス――比較法・国際法的考察――」（課題番号 25380133、研究代表者：松本充郎准教授・大阪大学）より研究助成を受けて実施されたものである。また、筆者の電子メールによる質問に対して、米側のＩＪＣ広報官、フランク・ベバクア氏（Mr. Frank Bevacqua）、及び米側のＩＪＣ環境アドバイザー、ビクター・セルヴェイス氏（Mr. Victor Serveiss）から有益なご回答を戴いた。さらに、二〇一二年六月一五日に国際文化会館（東京）で開催された越境影響評価研究会（主催者：中山幹康教授・東京大学）、及び同年六月三〇日、京都大学で開催された国際法研究会において報告を行い、諸先生方から貴重なご示唆を戴いた。ここに記して心より厚く御礼申し上げる。